

◎介護保険料_特別徴収の開始時期◎

満65歳の誕生日の 前日の属する月	受給開始月	初回年金支給日	(支給月分)	特別徴収開始月
1月	2月	4月15日	(2・3月分)	10月
2月	3月	4月15日	(3月分)	10月
3月	4月	6月15日	(4・5月分)	翌年4月
4月	5月	6月15日	(5月分)	翌年4月
5月	6月	8月15日	(6・7月分)	翌年4月
6月	7月	8月15日	(7月分)	翌年4月
7月	8月	10月15日	(8・9月分)	翌年4月
8月	9月	10月15日	(9月分)	翌年4月
9月	10月	12月15日	(10・11月分)	翌年6月
10月	11月	12月15日	(11月分)	翌年6月
11月	12月	2月15日	(12・1月分)	翌年8月
12月	翌年1月	2月15日	(1月分)	翌年8月

※満65歳到達以前から年金を受給している場合でも、満65歳になった時点での確認が必要となりますので、6～10か月後でなければ特別徴収が開始されません。

※年金の裁定請求手続きの遅れにより、初回年金支給日が遅れることがあります。その際は、実際に支給された日に対応する特徴開始月からの開始となります。

※特別徴収が開始になるまでの間は、普通徴収（納付書）で納付することとなります。

※年金の支給停止（現況届の未提出等）や所得更正等により、特別徴収から普通徴収へ変わったり、特別徴収と普通徴収の併用徴収となる場合があります。

【保健福祉課介護保険係】